

〔学術論文〕

古代卜部氏の研究

— 『新撰亀相記』からみる祭祀氏族の系譜 —

浅岡 悦子

はじめに

- 一．卜部氏の職掌
- 二．『新撰亀相記』における卜部氏の職掌
- 三．卜部氏の系譜
- 四．卜部の供奉形態
- 五．『新撰亀相記』における祭祀氏族
おわりに

要旨

卜部氏の職掌は亀卜を行うことだけではなく、大祓にも従事していた。卜部氏の氏文である『新撰亀相記』では卜占の起源のみでなく、大祓の元となったスサノヲ追放神話を詳しく述べ、卜部氏の間わる祭祀の起源を説く。

亀ト・大祓などの神祇祭祀に供奉していた卜部氏は、『新撰亀相記』や『延喜式』によると伊豆・彦岐・対馬の三国の卜部氏から取られた卜部である。この三国の卜部氏の系譜には異同や混同が含まれるが概ね中臣氏と同祖と見て問題ない。

宮中の卜部は宮主ト長上ト一般の卜部という昇叙形態をとっており、『養老令』の段階で宮主三人、ト長上二人、一般の卜部最大十五人が取られていた。

『新撰亀相記』では卜部の他に中臣・忌部などの祭祀氏族がわずかに確認できるが、『新撰亀相記』に記される神話の殆どが、卜部が関わる神祇祭祀について触れたものである。

キーワード：『新撰亀相記』、卜部氏、古代祭祀

はじめに

卜部氏は、朝廷の卜占を担当する祭祀氏族である。特に、亀甲を用いた亀卜を行い、吉凶を占った。

亀トの起源や作法などは秘事とされてきたが、『新撰亀相記』という書物が現存し、その内容は亀トの起源・作法・吉兆の例などが記される他、記紀には見られない独自の神話を述べる点において、卜部氏の氏文としての性格が強い。

卜部氏の研究は平野邦雄氏¹⁾、井上辰雄氏²⁾、森公章氏³⁾らによって律令格式及び出土資料を含めた研究が成されている。さらに、卜部氏の氏文である『新撰亀相記』については、椿実氏⁴⁾、西宮一民氏⁵⁾、工藤浩氏⁶⁾らによって『古事記』からの引用が多く見られることが既に指摘されている。

本稿では、これらの先行研究に基づき、先学を整理すると共に、これまで、互いに触れることはあっても、深く検証がなされていなかった卜部氏の研究と、『新撰亀相記』に記される古伝を比較することで、卜部氏についての更なる考察を進め、卜部氏及び卜部の職掌や供奉形態、そしてその系譜を整理することを目的とする。

一．卜部氏の職掌

卜部氏とはその名の通り、朝廷の卜を担当する祭祀氏族である。具体的には、『養老令』職員令1神祇官条に、

伯一人。〈掌、神祇祭祀。祝部神戸名籍。大嘗。鎮魂。御巫。卜兆。惣判官事。余長官判事准此。〉大副一人。〈掌同伯。余次官不注職掌。者。掌同長官。〉少副一人。〈掌同大副。〉大祐一人。〈掌。糺判官内。審署文案。勾稽失。知宿直。余判官准此。〉少祐一人。〈掌同大祐。〉大史一人。〈掌。受事上抄。勘署文案。検出稽失。読申公文。余主典准此。〉少史一人。〈掌同大史。〉神部三十人。卜部廿一人。使部三十人。直丁二人。

（伯一人。〈掌らむこと、神祇祭祀、祝部・神戸の名籍、大嘗、鎮魂、御巫、卜兆、官の事を惣べ判らむこと。余の長官事判らむこと、此に准へよ。〉大副一人。〈掌らむこと伯に同じ。余の次官職掌注ざるは、掌らむこと長官に同じ。〉少副一人。〈掌ら

むこと大副に同じ。〉大祐一人。〈掌らむこと官内を糺し判らむこと、文案を審署し、稽失を勾へ、宿直を知らむこと。余の判官此に准へよ。〉少祐一人。〈掌らむこと大祐に同じ。〉大史一人。〈掌らむこと、事を受けりて上抄せむこと、文案を勘署し、稽失を検へ出し、公文を読み申さむこと、余の主典此に准へよ。〉少史一人。〈掌らむこと大史に同じ。〉神部三十人。卜部廿人。使部三十人。直丁二人。)

とあり、同義解には「凡灼龜占吉凶者。是卜部之執業（凡そ龜を灼き吉凶を占ふは、是れ卜部の執業なり）」とあって、卜部は神祇官に二十人所屬し、龜の甲羅を灼いて吉凶を占う龜卜を行っていたことが分かる。龜卜は龜の甲羅の腹側を焼くことで出来るひび割れの形や数等から吉凶を卜うもので、梵舜自筆本『新撰亀相記』(2)の前に付されている『龜卜抄』にひび割れの形と結果の詳細な対比表が記されている。

『延喜式』(3)臨時祭式79龜甲条には、
凡年中所用龜甲。惣五十枚為限。〈紀伊國中男作物十七枚。阿波國中男作物十三枚。交易六枚。土佐國中男作物十枚。交易四枚。〉但齋内親王遷入野宮用料龜甲十三枚。臨時申弁官仰所出国。送納此官。毎月充之。

（凡そ年中に用うる所の龜甲は、惣て五十枚を限りとなせ（紀伊國中男作物十七枚、阿波國中男作物十三枚・交易六枚、土佐國中男作物十枚・交易四枚）。但し齋内親王の野宮に遷り入りて用うる龜甲十三枚は、臨時に弁官に申し、出だす所の國に仰せて、

この官に送り納めしめ、毎月充てよ。

とあり、年内に使用される亀甲は五十枚までと決められ、紀伊・阿波・土佐から中男作物や交易によって得ていた。亀甲以外にも、亀トを行うための材料として、『延喜式』臨時祭式66 婆波加木条・67 兆竹条には、

凡年中御ト料婆波加木皮者。仰大和国有封社。令採進之。

（凡そ年中の御トの料の婆波加木の皮は、大和国の有封の社に仰せて、採り進らしめよ。）

凡年中御ト料兆竹者。植於官中閑地臨事採用。

（凡そ年中の御トの料の兆竹は。官中の閑地に植えて、事に臨みて採り用いよ。）

とあり、亀甲を焼くための婆波加木の皮と、焼いた亀甲にひび割れを作るための水を注ぐ兆竹の採取地が定められている。婆波加木の皮は『古事記』(9)上の天石窟籠り神話に、

召天兒屋命。布刀玉命(布刀二字以音。下効此。)而、内抜天香山之真男鹿之肩抜而、取天香山之天之波、迦(此三字以音。木名。)而、令占合麻迦那波而、(自麻下四字以音)

(天兒屋命・布刀玉命を召して、天香山の真男鹿の肩を内抜きに抜きて、天香山の天の波、迦を取りて、占合ひまかなはしめて、)

とあるように、ト骨の際にも使用されている。『新撰亀相記』は、『古事記』のこの部分を一部引用して同種の神話を記し、この「占合」を亀トの起源としている。

ト部が亀トを行った例に、毎年六月十一月に行われるト御体がある。『延喜式』太政官式73 御体ト条には、

凡御体ト者。神祇官中臣率ト部等。六月。十二月一日始齋ト之。

九日ト竟。十日奏之。(神祇官侵土諸司可令勘申状預申官。官召諸司仰之。)即令外記先申大臣。神祇副若祐持奏案進大臣。訖大臣就殿上座。中臣官人奏聞。(事見神祇式。)

(凡そ御体のトは、神祇官の中臣、ト部等を率いて、六月・十二月の一日より始めて齋トし、九日にトえ竟り、十日に奏せ(神祇官、侵土の諸司に勘申せしむべきの状を預め官に申し、官、諸司を召して仰せよ)。即ち外記をして先ず大臣に申さしめ、神

祇の副もしくは祐、奏案を持ちて大臣に進り、訖りて大臣殿上の座就き、中臣の官人奏聞せよ。(事は神祇式に見ゆ。)

とあり、神祇官の中臣がト部等を率いて行うトである。割注に「事見神祇式(事は神祇式に見ゆ)」とある通り、『延喜式』四時祭式上22 卜御体条を見ると、「即中臣官二人、宮主一人、ト部八人、並給明衣(すなわち中臣の官二人、宮主一人、ト部八人にみな明衣を給え)」とあって、中臣二人が宮主一人、ト部八人を率いていた。この「宮主」については後に詳しく触れる。ト御体は六月十二月の一日からトを始め、九日にト終わり、翌十日に中臣が結果を奏上する。奏上の次第は四時祭式上22 卜御体条に詳しい。同条によると「亀甲一枚。竹廿株。陶碗四口。小斧二柄。甲掘四柄。刀子四枚。(已上下料。)」とあり、ト料として亀甲をはじめとした亀トに必要な道具や材料が用意されている。

吉凶を卜うことを職掌とする組織として、神祇官に属する卜部の他に陰陽寮が挙げられる。「職員令」陰陽寮条に「陰陽師六人。掌占筮相地。（陰陽師六人。占筮・相地を掌る。）」とあり、陰陽寮の中でも陰陽師が占筮を掌っていた。占筮とは筮竹を使用する五行思想に基づいた占術である。

『日本三代実録』仁和二年（八八六）九月十七日壬辰条には、

内裏大死。齋内親王今月十九日欲修解除。依穢而停。公卿於左衛門陣、召神祇官・陰陽寮、占定吉日、更廿四日為期。

（内裏にて大死す。齋内親王、今月十九日に解除を修めむと欲ふ。

穢に依りて停む。公卿、左衛門の陣に、神祇官・陰陽寮を召して、吉日を占定し、更に廿四日を期とす。）

とあり、神祇官と陰陽寮が同時に解除の吉日を占定している。占を行っていることから神祇官から召されたのは卜部であると考えられる。後述するが、祓解除は卜部の職掌の一つでもあるため、祓解除の期日を卜う神祇官人が卜部であることは間違いないだろう。

このように、神祇祭祀ではないにしても、同じ事柄を卜部と陰陽師によって異なった方法で同時にうらなっている。『日本後紀』大同元年（八一〇）三月丁亥条に、

此日。日赤無光。大井。比叡。小野。栗栖野等山共焼。煙灰四滴。京中昼昏。上以爲。所定山陵地。近賀茂神。疑是神社致災火乎。

即決卜筮。果有其祟。上曰。初卜山陵。筮從龜不從也。今災異頻來。可不慎歟。即自禱祈。火災立滅。

（此の日、日赤くして光無し。大井・比叡・小野・栗栖野等の山を共に焼く。煙灰四滴し、京中昼昏し。上以爲く「定むる所の山陵の地、賀茂神に近し。疑うらくは是れ神社の災火を致すか」と。即ち卜筮に決するに、果して其の祟有り。上曰く「初め山陵を卜するに、筮從ふも龜從はざるなり。今災異頻りに來たる。慎まざるべきか」と。即ち自ら禱祈するに、火災立るに滅す。）とあるように、卜部の卜と陰陽師の筮が同時に行われ、龜卜の結果に従わなかったことで、厄災が起こっている。時代は下るが『中右記』にも卜筮が同時に行われ、異なる結果が出た時は通常ならば龜卜を優先する原則があつたことが記されている。

以上のことから、卜部は神祇祭祀などの場で吉凶を卜う龜卜を執り行い、龜卜の際に使用する龜甲や婆波加木・兆竹などの材料や道具が卜料として『延喜式』に規定されていた。また、陰陽師と同時にうらないを行った場合、卜部の行った龜卜の結果が優先された。

さらに、卜部は先に触れた通り、卜術の他に祓解除に関わっていたと考えられている¹⁰⁰。神祇令18大祓条には、

凡六月十二月晦日大祓者。中臣上御祓麻。東西文部上祓刀。詠祓詞。訖百官男女。聚集祓所。中臣宣祓詞。卜部為解除。

（凡そ六月、十二月の晦の日の大祓には、中臣、御祓麻上れ。東西の文部、祓刀上りて、祓詞読め。訖りなば百官の男女祓の所に聚り集れ。中臣、祓詞宣べ。卜部、解へ除くこと為よ。）

とあるように、六月十二月の大祓の際に、中臣氏の祓詞に続いて大

祓の解除を行っている。『延喜式』四時祭式上29大祓条には、

右晦日申時以前。親王以下百官会集朱雀門。卜部読祝詞。

(右、晦日の申の時以前に、親王以下の百官、朱雀門に会集し、

卜部祝詞を読め。)

とあり、神祇令の規定では中臣が読んでいた祝詞を、『延喜式』では卜部が読むこととされている。このことから、卜部が大祓の際に卜術だけではなく祓解除に関与していたことが分かる。また、六月十二日の晦日に行われる御贖の儀では『延喜式』四時祭式上31中宮御贖に儀式の内容が詳細に規定されている。

右。晦日。卜部各著明衣。其一人執御麻。二人執荒世。二人執和世。二人執壺。宮主。史生。神部等。左右分頭前驅。次中臣官人。

次御麻。次東西文部。(各執横刀。)次荒世。次和世。(並著木綿鬘。)

進候延政門。大舍人叫門。宮内輔入奏。(其詞見宮内式。)退出召

中臣。稱唯率文部四国卜部入。(宮主在此中。)候於亘陽殿南頭。

中臣捧御麻。進就版位。勅曰。参来。即稱唯就階下。中臣女。(簡

中臣氏女堪事者奏定。)於殿上。轉取供奉。畢授中臣。即執授卜部

一人。令向祓所。又更宮内輔入奏。(其詞見宮内式。)退出召中臣。

即稱唯。東文部捧横刀。入就版位。勅曰。参来。即稱唯就階下轉

授。中臣女取奉御。訖即出。次西文部進退。亦如前儀。次中臣率

卜部執荒世者。就階下置於席上。(掃部寮預敷實席於階下。縫殿寮

置荒世和世御服於席上。)宮主披荒世授中臣。中臣取授中臣女。即

執量御体惣五度。訖次宮主捧坩。中臣轉執授中臣女。執奉御。訖

退授中臣。轉授宮主。宮主取授後取卜部。荒世事畢退出。亦中臣

引和世。進退如荒世儀。其荒服者賜卜部。和服者賜宮主。訖皆退

出。臨河解除而去。但中宮中臣祐已上一人。(東宮准此。若不足兼

取他司。)捧御麻入候職司。令内侍啓。中臣女奉御麻御贖。其奉荒

世和世。亦准此儀。東宮坊司入啓。訖出喚中臣。稱唯捧麻進就庭

中。令曰。参来。稱唯昇自南階奉。訖退出。授卜部一人。令向祓

庭。亦官人率宮主。進置荒世和世於席上。官人昇階轉授中臣女奉

之。餘如供御儀。其荒服和服者。縫殿寮預置階下席上。命婦率女

孺取奉。訖却安席上。賜宮主卜部如前。

(右、晦日に卜部各明衣を著け、その一人は御麻を執り、二人は

荒世を執り、二人は和世を執り、二人は壺を執れ。宮主・史生・

神部ら、左右に分頭して前驅し、次に中臣の官人、次に御麻、

次に東西の文部(各横刀を執れ)、次に荒世、次に和世(みな

木綿鬘を著けよ)、進みて延政門に候し、大舍人門を叫え。

宮内輔入りて奏し(その詞は宮内式に見ゆ)、退出して中臣を召

せ。稱唯して文部・四国の卜部を率いて入り(宮主この中にあ

り)、亘陽殿の南頭に候せよ。中臣は御麻を捧げ、進みて版位に

就け。勅して曰く、参来と。すなわち稱唯して階下に就け。中

臣女(中臣氏の女の事に堪ゆる者を簡びて奏し定めよ)、殿上に

於いて轉え取りて供奉れ。畢らば中臣に授けよ。すなわち執り

て卜部一人に授け、祓所に向かわしめよ。また更に宮内輔入りて奏し（その詞は宮内式に見ゆ）、退出して中臣を召せ。すなわち稱唯せよ。東の文部は横刀を捧げ、入りて版位に就け。勅して曰く、参来と。すなわち稱唯して階下に就き、轉え授けよ。中臣女、取りて御に奉り、訖らばすなわち出でよ。次に西の文部進み退くことまた前の儀の如くせよ。次に中臣、卜部の荒世を執れる者を率いて階下に就き、席の上に置け（掃部寮は預め簀・席を階下に敷き、縫殿寮は荒世・和世の御服を席の上に置け）。宮主荒世を披き、中臣に授けよ。中臣取りて中臣女に授けよ。すなわち御体を執り量ることすべて五度、訖らば次に宮主（弘仁式では卜部）坩を捧げよ。中臣轉え執りて中臣女に授けよ。執りて御に奉り、訖らば退きて中臣に授けよ。轉えて宮主に授けよ。宮主取りて後取の卜部に授けよ。荒世の事畢らば退出せよ。また中臣は和世を引き退き、荒世の儀の如くせよ。その荒服は卜部に賜い、和服は宮主に賜え。訖らば皆退出し、河に臨みて解除して去れ。ただし中宮には、中臣の祐已上一人（東宮はこれに准えよ、もし足らざれば兼ねて他司より取れ）御麻を捧げて入り、職の司に候して内侍をして啓さしめ

よ。中臣女は御麻・御贖を奉れ。その荒世・和世を奉ることもまたこの儀に准えよ。東宮には、坊の司入りて啓し、訖らば出でて中臣を喚せ。稱唯して麻を捧げて進み、庭中に就け。令して曰く、参来と。稱唯して南の階より昇りて奉れ。訖らば退出し、卜部一人に授けて祓の庭に向かわしめよ。また官人は宮主を率い進みて荒世・和世を席の上に置け。官人は階を昇りて中臣女に轉え授けて奉らしめよ。餘は供御の儀の如くせよ。その荒服・和服は縫殿寮預め階下の席の上に置け。命婦、女孺を率いて取りて奉り、訖らば却げて席の上に安け。宮主・卜部に賜わること前の如くせよ。）

これによると、卜部は中臣・文部が着ける御麻、荒世、和世、壺を執り、中臣に率いられて亘陽殿に入る。そして祓所で詞を奏し、再び中臣に率いられて祓所の階下に赴き、最終的には祭祀で使用した荒服等を賜っている。

大祓月以外に行われる毎月晦日御麻について、『延喜式』四時祭式下56 中宮晦日御麻には、

其日中臣率卜部進候延政門。（並著公服木綿縹。）大舍人叫門。宮内省入奏。退出召中臣。稱唯捧御麻入就版位。勅曰。参来。中臣稱唯。昇就簀子敷。轉授内侍。降候階下。内侍進奉。訖授中臣。即執退出。其中宮東宮奉儀。同六月晦。

(その日、中臣、卜部を率いて進み、延政門に候せよ(みな公服・木綿褌を著けよ)。大舎人、門を叫い、宮内省入りて奏し、退出して中臣を召せ。稱唯して御麻を捧げ、入りて版位に就け。勅して曰く、参来と。中臣、稱唯して、昇りて簀子敷に就き、内侍に轉え授け、降りて階下に候せよ。内侍進みて奉り、訖らば中臣に授けよ。すなわち執りて退出せよ。その中宮・東宮に奉る儀は六月の晦に同じくせよ。)

とあり、卜部は中臣に率いられ、延政門に進んでいる。

また、『延喜式』伊勢大神宮式48幣帛使解除条には、

凡祈年。月次祭使参入者。大神宮司卜部祇候多気河解除。若有闕怠。奪其衣服。

(凡そ祈年・月次の祭の使、参入せば、大神宮司の卜部、多気河に祇候して解除せよ。もし闕怠有らば、其の衣服を奪え。)

とあり、幣帛使の祇解除も行っている。大神宮司卜部については同式40卜部条に、

凡卜部一人置太神宮司。令卜年中雜事。其衣粮者以神封物給之。

(凡そ卜部一人、太神宮司に置き、年中の雜事をとえしめよ。其の衣粮は神封の物を以て給え。)

とあることから、太神宮司に一人置かれた卜部で、神祇官に所属する卜部とは異なることが分かる。神祇官の卜部は原則卜部氏から取られているが、太神宮司の卜部が卜部氏から取られているかは不明である。しかし、卜部の職掌として年中雜事の卜と幣帛氏の祇を行つてい

ることは、宮中の卜部と変わりのない。

これらのことから、卜部の職掌は龜卜を行うと同時に、祇解除にも従事していたことが分かる。

二、『新撰龜相記』における卜部氏の職掌

『新撰龜相記』冒頭には、「卜部職掌。唯非稱吉凶。兼觸従神事。」

とあり、卜部の職掌が唯吉凶だけを占うのではなく、神事にも従事すると述べている。先に述べた通り、卜部が卜術だけでなく、祇の解除等を行っていたことは『延喜式』にも規定されている通りである。では『新撰龜相記』には龜卜の起源や卜部氏の職掌について、どのように述べられているのだろうか。

『新撰龜相記』の冒頭は「凡。龜術之元。興於高天。(凡そ、龜術の元めは、高天より興れり。)」と始められている。龜術の起源を高天原という神話の時代に求めている。さらに、

兩神降坐嶋。見立天御柱。八尋殿坐也。伊弉諾命。詔。余。有二餘身。汝命如何。伊佐波命。答曰。妾有不足之處。以餘納欠。欲生国土。宜汝命者御柱自右廻之。吾者自左廻會(男女之服。左右此由也)期向理之。伊佐波命曰。穴荷杜夫。伊弉諾命曰。穴荷美女。然後會之(婚姻之始之)先生水蛭(不入子列)次生淡嶋(今在阿波国以東海中。無有人居。不入子例列)兩神語曰。今吾所生

之子不能如之。昇天。啓之諸神。大兆卜相詔女。先。出言。宜還改事。卜兆之興元始見此。

（両神、嶋に降り坐しして、天御柱・八尋殿を見立てて坐せり。伊弉諾命詔りたまはく「余に餘れる身有り。汝命は如何にかあらむ」とのりたまふ。伊佐波命答へて曰く「妾に足らぬ処有り。餘を以て欠に納れて、国土を生まむと欲ふ。汝命は御柱を右より廻るべし。吾は左より廻りて會はむ」〈男女の服、左右なるは此の由なり〉。期りて理む。伊佐波命曰ひたまはく「あなに、杜夫」といひたまふ。伊弉諾命曰ひたまはく、「あなに、美女」といひたまふ。然して後に會ひたまふ〈婚姻の始なり〉。先づ水蛭を生みたまふ〈子の列に入れず〉。次に淡嶋を生む〈今、阿波国より以東の海中に在り。人の居有ること無し。子の例列に入れず〉。両神語りて曰く「今吾が生める子能からぬこと如し。天に昇りて啓さむ」といひたまふ。諸神、大兆に卜相ひて詔ろたまはく、「女、先に言を出だしき。還りて事を改むべし」とのりたまふ。卜兆の興り、元始めて此に見えたり。）

とあつて、亀卜の起源を天石窟籠り神話に求めているが、卜兆の起源についてはイザナギ・イザナミの国生み神話に依っている。『古事記』の国生み神話でも「布斗麻邇爾卜相（ふとまに卜相ひて）」と同様に天

神がトを行つており、これが卜兆の起源だとは書かれていないが「卜（占）」の文字が使用された行為も、トラしきこともこの前の神話には記されていないので、「卜兆之興元始見此（卜兆の興り、元始めて此に見えたり）」と見ることが出来る。『日本書紀』本文では天神のトは行われていないが、一書第一に「天神以太占而ト合（天神、太占を以ちてト合ひたまひ）」と同様の神話が記されている。記紀神話にはトを行つた天神の名は記されておらず、卜部氏に関わるのかは不明である。注意すべきは、これは「卜兆の興り」であり、亀卜の興りでは無いことである。亀卜の興りはさらに後の神話に語られるが、その前に火鎮祭の起源が説かれる。

火鎮祭の起源は伊佐波が諸神生成の最後に火神である迦具土神を生み、神避つたことから始まる。伊佐波は迦具土を「悪しき児」として、それを鎮める神々を生んでいる。この火神を鎮める祭が火鎮祭である。火鎮祭は卜部が主導する唯一と言つていい神祇祭祀であり、『新撰亀相記』の起源神話の他には『延喜式』祝詞式に触れているのみである。¹²⁰

『新撰亀相記』は火鎮祭の起源を説いた後は、記紀神話、特に『古事記』に即した神話が続き、その中にはトや卜部について触れた記載はない。そして、天石窟籠り神話の中で、

天兒屋根命。天香山之真男鹿之肩骨内拔、出（不剥皮而取也。）採天香山之母鹿木皮。火成卜。ト（今亀甲稱肩本由此也。）

（天兒屋根命、天香山の真男鹿の肩骨を内抜に抜き出して、皮を

剥がずして取る。天香山の母鹿木の皮を採り、火成トにトひたまふ。(今、亀甲の稱肩は本此に由る。)

とあり、記紀神話同様、天香山の真男鹿の肩骨を、天香山の母鹿木の皮で焼きトウト骨が行われている。これを割注で「今亀甲稱肩本由此也(今、亀甲の稱肩は本此に由る)」とトに亀甲を使用する由に繋げている。さらに「爰見ト興亦復如之。(爰に、トの興見るること、復た如し)」として、再びトの興りが記されている。「復」と記されていることから、当然国生みの際のトを失念していたわけではなく、ここで、国生みの際のトとは異なるトが興たとするのである。もしくは、『新撰亀相記』の国生みの際に天神が行ったトも亀トであったのかもしれない。しかし、伊弉諾・伊佐波がいたのは淤能己侶嶋、つまり地上世界であり、天上で天神が行ったトの詳細は与り知らぬ所であった。対してここで行われたトは天上世界での話であり、天神が行ったトの詳細い方法が認知できた。そういう意味で「ト興」が「復如之」となったのかもしれない。

『新撰亀相記』の神話部分に記されるトまたはト部に関わる記述は以上である。これを見ると、『新撰亀相記』神代において、ト及び火鎮祭についてト部またはト部氏が行ったことは直接的には記されていないことが分かる。ト及び火鎮祭はト部が行う事は当然の事として、それではその起源は如何と問われたので説明している、という体を取っているように見える。

三、ト部氏の系譜

『新撰姓氏録』によると、ト部氏は「不載姓氏録姓(姓氏録に姓を載ず)」とされる諸氏族の中の一つに含まれている。『新撰姓氏録』が何故ト部を含めた諸氏を載せなかったかは、『新撰姓氏録』に直接の理由は記されていない。

『新撰亀相記』には、

所謂四国ト部在数氏焉。伊豆国ト部。五人。一氏(ト部并伊豆嶋国)。壹岐嶋ト部五人。二氏(ト部并土也其ト部在二門家記具也。)对馬嶋ト部十人三氏(上懸郡五人直并ト部也下懸郡五人ト直部夜良直也)惣廿人。其対馬嶋稱両国(両郡此也)昔者下懸郡。在舟首嶋麻呂。供奉ト部。而今絶焉。

(所謂四国ト部に数の氏在り。伊豆国のト部は五人一氏なり(ト部は并に伊豆嶋と国とにあり)。壹岐嶋のト部は五人二氏なり(ト部は并に土にあり。其のト部に二門あり。家記に具らかなり)。对馬嶋のト部は十人三氏なり(上懸郡の五人は直にして并にト部なり。下懸郡の五人は直にしてト部と夜良との直なり)。惣て廿人なり。其の対馬嶋を両国と稱ふ(両の郡、此なり)。昔は下懸郡に舟首嶋麻呂在りてト部に供奉りき。而るに今絶えたり。)

とあり、伊豆・壹岐・对馬上県・下県の両郡二国の計四国のト部をいわゆる四国ト部としている。森公章氏¹³⁾は木簡等の出土資料も含

めて卜部姓者の分布整理を行っている。それによると武蔵・安房・上総・下総・常陸・陸奥・因幡・筑前と、伊豆・老岐・対馬の三国以外にも卜部姓者が分布していることが分かり、「卜部姓者が東国と老岐・対馬に偏在し、その中間には分布しないという点は大きな特色」であるとしている。森氏の指摘に則して、東国・老岐・対馬の卜部氏の系譜について、以下で詳しく検討を加えたいと思う。

伊豆・老岐・対馬の三国の卜部を『新撰龜相記』で確認すると、

凡壹岐嶋卜部上祖、天比豆都柱命、対馬嶋直之上祖、押瞻命、陪於天兒屋命仕奉龜卜。御体吉凶、三年為期。申天之兒屋、執奏神倭伊波礼比古天皇始、御倭豊秋津嶋宮今是卜都也。活目入彦伊佐知天皇、定賜国境及天神地祇之社。始從男弭御調（乃）太詔戸社、更建於大和国。帯中日子天皇御代兒屋命十二世孫、雷大臣命、執掌神事曰、在東国卜部姓者、皆我之後也。以伊豆之卜部令供卜事。

（凡そ壹岐嶋の卜部の上祖天比豆都柱命、対馬嶋直が上祖、押瞻命、天兒屋命に陪ひて龜卜と御体の吉凶とに仕奉るに、三年を

期としき。天之兒屋に申して、神倭伊波礼比古天皇に執奏し、始めて、倭豊秋津嶋宮に御しき。今、是れ卜都なり。活目入彦伊佐知天皇、国境及び天神地祇の社を定め賜ひ、始めて男の弭の御調を従せたひき。太詔戸社を、更に大和国に建つ。帯中日子天皇の御代に兒屋命の十二世孫、雷大臣命、神事を執掌りて

曰ひしく、「東国に在る卜部といふ姓の者は、皆我が後なり。伊豆の卜部を以ちて卜事に供らしめよ」といひき。）

とあることから、老岐の卜部の祖が天比豆都柱命であり、対馬嶋直の祖が押瞻命であることが分かる。また伊豆の卜部は兒屋命の十二世孫、雷大臣命の後裔だと記されている。

老岐の卜部の祖である天比豆都柱命は『古事記』上の国生み神話の際に「次、生伊岐島。亦名謂天比登都柱（次に、伊岐島を生みき。亦の名を天比登都柱と謂ふ）」とあり、老岐の卜部の祖は老岐島自体ということになる。『日本三代実録』貞観五年（八六三）九月七日条には、壹伎嶋石田郡人宮主外從五位下卜部是雄。神祇權少史正七位上卜部業孝等賜姓伊伎宿祢。其先出自雷大臣命也。

（壹伎嶋石田郡の人、宮主外從五位下卜部是雄、神祇權少史正七位上卜部業孝等に伊伎宿祢の姓を賜る。其の先出は雷大臣命によるなり。）

とあり、老岐島出身の卜部是雄が老岐宿祢の姓を賜わっている。これによると老岐の卜部の祖は雷大臣命であると記されている。卜部是雄は同年正月の叙位記事に外從五位下、貞観十一年（八六九）正月には從五位下を賜わり、貞観十四年（八七二）四月二十四日条には、宮主從五位下兼行丹波權掾伊伎宿祢是雄卒。是雄者。壹伎嶋人也。本姓卜部。改爲伊伎。始祖忍見足尼命。始自神代。供龜卜事。厥後子孫傳習祖業。備於卜部。是雄。卜数之道。尤究其要。日者之

中。可謂獨歩。嘉祥三年爲東宮々主。皇太子即位之後。轉爲宮主。貞觀五年授外從五位下。十一年叙從五位下。拜丹波權掾。宮主如故。卒時年五十四。

(宮主從五位下兼行丹波權掾伊伎宿禰是雄卒す。是雄は壹伎嶋の人なり。本姓は卜部。改めて伊伎となす。始祖忍見足尼命。神代より始め、龜卜の事に供る。厥の後、子孫祖業を伝習し、卜部を備ふ。是雄、卜数の道、尤も其の要を究め、日者の中、獨歩と謂ふべし。嘉祥三年東宮々主と爲る。皇太子即位の後、宮主と轉ず。

貞觀五年外從五位下を授けらる。十一年從五位下を叙られ、拜みて丹波權掾となる。宮主故の如し。卒する時の五十四なり。)

と卒伝が載せられる。この卒伝によると、老岐の卜部の祖は忍見足尼命だとされており、貞觀五年九月の記事とは異なる。さらに『新撰龜相記』を見ると、雷大臣命は伊豆を含む東國の卜部の祖だとされており、『新撰龜相記』と六國史の間に矛盾が生じている。『松尾社家系図』⁽¹⁴⁾にも卜部は雄を始めとした老岐卜部氏についての系図が載せられるが、この系図については六國史に基づいていることが指摘されている⁽¹⁵⁾。系図によると、卜部は雄は「始祖忍見足尼命出自雷大臣命。(始祖忍見足尼命は雷大臣命より出でたる。)」とされており、貞觀五年九月の記事と卒伝を組み合わせた系譜を伝える。仮に『新撰龜相記』に記される対馬卜部の祖押瞻命が忍見足尼命と同一神であるとすると、伊豆・老岐・対馬の卜部氏との混同が生じていることになる。

そこで、問題の対馬の卜部氏を見てみると、『新撰龜相記』では押瞻

命を祖に持つ他、卜部を兼ねる対馬直・卜部・夜良直の三氏から卜部が取られている。押瞻命は他書で存在の確認できない神ではあるが、忍見足尼命に通じるのではないだろうか。また『日本書紀』顕宗天皇三年二月丁巳条には「壹伎縣主先祖押見宿禰侍祠(壹伎縣主の先祖押見宿禰を祠り侍る)」とあるから、押見(押瞻)宿禰は老岐県主の祖であり、対馬に関わる祖ではない。『続日本後紀』承和十年(八四三)九月甲辰条には「対馬嶋无位雷命神」が從五位下を奉授し、『延喜式』神名下には対馬國に雷命神社が記されており、対馬でも雷大臣命が祀られていたことが分かる。ここでも祖神の混同が起っているのである。

この「夜良直」は未詳である⁽¹⁶⁾が、対馬郡与良郷の地名にもとづく⁽¹⁷⁾。また式内社ではないが、与良祖神社という神社が残っているため、祭祀氏族による祭儀があった可能性が伺える。また対馬下県郡の卜部氏に仕えていた舟首嶋麻呂も未詳である。

次に、伊豆または老岐の卜部氏の祖であると記される雷大臣命について確認していきたい。『新撰龜相記』には、伊豆卜部氏を始めとした東國の卜部氏は兒屋命十二世孫の雷大臣命が東國卜部の祖であり、これに依って伊豆卜部氏が卜事に従事すると定められている。雷大臣命は『新撰姓氏録』左京神別上には、中臣志斐連が「天兒屋命十一世孫雷大臣命男弟子之後也」とあり、右京神別上には老岐直が「天兒屋命九世孫雷大臣命之後也」とあり、山城国神別には吳公が「天相命十三世孫雷大臣命之後也」とあり、摂津国神別には神奴連が「同神(天兒屋命)十一世孫雷大臣命之後也」、生田首が「同神九世孫雷大臣命之後也」

とあり、河内国神別では中臣連が「同神（津速魂命）十四世孫雷大臣命之後也」とあり、未定雑姓右京には中臣栗原連が「天兒屋根命十一世孫雷大臣命之後也」とあり、同撰津国には津嶋直が「天兒屋根命十四世孫雷大臣命之後也」とあり、同河内国には三間名公が仲臣雷大臣命之後也」となっている。河内国神別の中臣連は直前の菅生朝臣が「大中臣朝臣同祖。津速魂命二世孫天兒屋根命之後也」となっていることから、直接系譜が繋がるとすれば雷大臣命は天兒屋根命の十二世孫にあたる。

以上、『新撰姓氏録』の雷大臣命に関する記載を整理すると以下の通りになる。

左京神別上	中臣志斐連	天兒屋根命十一世孫雷大臣命男弟子之後
右京神別上	耆伎直	天兒屋根命九世孫雷大臣命之後
山城国神別	吳公	天相命十三世孫雷大臣命之後
撰津国神別	神奴連	天兒屋根命十一世孫雷大臣命之後
	生田首	天兒屋根命九世孫雷大臣命之後
河内国神別	中臣連	天兒屋根命十二世孫雷大臣命之後
未定雑姓右京	中臣栗原連	天兒屋根命十一世孫雷大臣命之後
撰津国	津嶋直	天兒屋根命十四世孫雷大臣命之後
河内国	三間名公	仲臣雷大臣命之後

ここには、耆伎直・津嶋直の祖として雷大臣命が見え、中臣と同祖だといわれていることが分かる。また『新撰姓氏録』撰津国神別には津島朝臣について、「大中臣朝臣同祖。津速魂命三世孫天兒屋根命之後

也」とあつて、やはり中臣と同祖とされている。

また、時代は下るが、『尊卑文脈』には天兒屋根尊の十一世孫の跨耳命の系図に「雷大臣命（正説也）」とあり、さらに

雷大臣命足中彦天皇之朝廷習大兆之道達龜卜之術賜姓卜部令供奉其事

（雷大臣命は足中彦天皇の朝廷に大兆の道を習ひ、龜卜の術に達し、卜部の姓を賜ひ、其の事に供奉しむ）

とある。ここの足中彦天皇には「仲哀」と注が付されているから、卜部は仲哀天皇の御代またはその少し前に宮中の神祇祭祀に携わるようになったとされている。

これは、『新撰姓氏録』の、

帶中日子天皇御代兒屋根命十二世孫、雷大臣命、執掌神事曰、在東国卜部姓者、皆我之後也。以伊豆之卜部令供卜事。

（帶中日子天皇の御代に兒屋根命の十二世孫、雷大臣命、神事を執掌りて曰ひしく、「東国に在る卜部といふ姓の者は、皆我が後なり。伊豆の卜部を以ちて卜事に供らしめよ」といひき。）

とも合致するが、そもそも仲哀天皇自身が神話に相当する天皇であり、具体的な時期を特定することはできない。

以上で検討してきた、伊豆・耆岐・対馬三国の卜部の祖に関わる記述を表一で整理する。

表一、三国の始祖対比

	伊豆	新撰亀相記	古事記	日本書紀	五国史	延喜式	姓氏録
	雷大臣命						
杵岐	天比豆都柱命	天比登都柱	押見宿禰	雷大臣命 忍見足尼命			雷大臣命
対馬	押瞻命				雷命	雷大臣命	

この表によると、雷大臣命は、三国のいずれかの祖として記されて

おり、卜部氏の系譜は中臣氏の祖である天兒屋命の幾世か孫にあたる雷大臣命から派生していく系譜を持つ。平野邦雄氏⁽¹⁸⁾はこのような

同族関係が生まれたのは「かれらが、事実上卜部という同氏を形成していたからであり、それには、各国卜部が上番して、神祇官の上位を占めた中臣・忌部のもとで、祐・史・卜長上・卜部などの下級の官職を共有したことがあつて力があり、同氏の構成と同祖説話をもつにいたつたのである」としている。私見もこれに倣い、おそらく、伊豆・杵岐・対馬では異なつた系譜を有していただろう三国の卜部氏が、神祇官に取られ、卜部として宮中に供奉するに当たり、中臣と同祖である雷大臣命を三国卜部氏共通の祖とする系譜が発生し、さらに『新撰亀相記』が、その系譜を踏まえて三国卜部氏の系譜と整理したと考える。

ところで、先に杵岐卜部氏が『古事記』において杵岐島の別名である神名をもつてその後裔とすることが『新撰亀相記』に記されている

ことに触れた。『日本書紀』の該当する神話を見ると。卷一神代上第四段本文には、

即対馬嶋。壹岐嶋。及處々小嶋。皆是潮沫凝成者矣。亦曰水沫凝而成也。

(即ち対馬嶋・壹岐嶋及び処々の小嶋とは、皆是れ潮沫の凝りて成れる者なり。亦は水沫の凝りて成れるとも曰ふ。)

とあり、同段一書第七には、

一書曰。先生淡路洲。次大日本豊秋津洲。次伊豫二名洲。次億岐洲。次佐度洲。次筑紫洲。次壹岐洲次対馬洲。

(一書に曰く、先づ淡路洲を生む。次に大日本豊秋津洲。次に伊豫二名洲。次に億岐洲。次に佐度洲。次に筑紫洲。次に壹岐洲。

次に対馬洲。)

とある。杵岐・対馬は潮や水の泡が固まつて出来たものであるか、または特に神名もなく生まれている。『新撰亀相記』が『古事記』を多く引用した理由の一つとして、この杵岐・対馬二国の起源をめぐる記紀の記述の差異を挙げることができる。

四、卜部の供奉形態

卜部が宮中に供奉し、主に神祇祭祀の吉凶を占う卜部の詳しい職掌は前述した通りであるが、本章ではその供奉形態を確認していきたい。先に引いた『養老令』職員令神祇官条には「卜部廿人」とあつて、卜部の定員が二十人であることが規定されている。『延喜式』臨時祭式42宮主卜部条にも、

凡宮主取卜部堪事者任之。其卜部取三国卜術優長者。(伊豆五人。老岐五人。对馬十人。)若取在都之人者、自非卜術絶群、不得輒充。

(凡そ宮主は卜部の事に堪えたる者を取りて任ぜよ。其の卜部は三国の卜術優長なる者を取れ。(伊豆より五人。老岐より五人。对馬より十人。)もし都に在るの人を取らんには、卜術の群に絶えたるに非ざるよりは、輒く充つることを得ず。)

とある通り、伊豆・老岐・对馬の三国の卜部氏の中から伊豆五人、老岐五人、对馬十人の計二十人の卜部を取ることが規定されている。しかもそれは三国の卜部氏の中でも「卜術優長」な者が選ばれた。先に引いた『新撰龜相記』をもう一度見ると、

所謂四国卜部在数氏焉。伊豆国卜部、五人、一氏(卜部并伊豆嶋国)壹岐嶋卜部五人、二氏(卜部并土也其卜部在二門家記具也)、对馬嶋卜部十人三氏(上懸郡五人直并卜部也下懸郡五人卜直部夜良直也)惣廿人。其対馬嶋稱两国(両郡此也)昔者下懸郡、在舟首、嶋麻呂、供奉卜部。而今絶焉。

(所謂四国卜部に数の氏在り。伊豆国の卜部は五人一氏なり(卜部は并に伊豆嶋と国とにあり)。壹岐嶋の卜部は五人二氏なり(卜部は并に土にあり。其の卜部に二門あり。家記に具らかなり)。对馬嶋の卜部は十人三氏なり(上懸郡の五人は直にして并に卜部なり。下懸郡の五人は直にして卜部と夜良との直なり)。惣て廿人なり。其の対馬嶋を两国と稱ふ(両の郡、此なり)。昔は下懸郡に舟首嶋麻呂在りて卜部に供奉りき。而るに今絶えたり。)

とあり、伊豆・老岐・对馬上県・下県の両郡二国の計四国の卜部を取つたとしている。ここから各国の氏族の内訳を見ることが出来る。それによると伊豆の卜部五人は伊豆国の本土と嶋にある卜部氏一氏から取り、老岐の卜部五人は二門の卜部氏から取っている。对馬の卜部十人は直・卜部・夜良の三氏から取り、全二十人であることは変わらない。

他方、『令集解』古記別記(官員令別記)には、

古記云。別記云。津嶋上県国造一口、京卜部八口、廝三口、下県国造一口、京卜部九口、京廝三口。伊岐国造一口、京卜部七口、廝三口、伊豆国嶋直一口、卜部二口、廝三口。斎宮卜部四口、廝二口。伊岐二口、津嶋二口、伊豆二口、国造直丁等、各給廝一口。

とある。三国それぞれの国造の後にくる「京卜部」とは各国から取られて宮中に供奉する卜部であると考えると、对馬両郡から計十七人、老岐から七人、伊豆から二人となっている。これは、『延喜式』で規定

された各国の卜部の人数とは異なるうえ、斎宮卜部を合わせた卜部の人数が三十人となる。仮に二十人という規定が三国から取られた卜部のみで、斎宮の卜部は別の供奉形態を持つとしても、三国の卜部は計二十六人と、やはり『養老令』の規定する「卜部廿人」とは合致しない。さらに『令集解』職員令神祇官条古記には、

古記云。問。卜部数多。令文教若為。答。不知。可問神祇官也。

(古記云く。問ふ。「卜部数多し、令文の数はいかんと。答へていはく、「知らず。神祇官に問ふべきなり」と。)

という問答がある。井上辰雄氏はここから、「少なくとも「廿人」という定員数は、大宝令の条文に明記されていなかったと考えるべきではないだろうか」としている。私は、養老令の段階では定員が決められていなかった卜部を、古記の問答を踏まえて養老令で廿人という定員を定めたのだと考える。

森氏¹⁾は「なぜ彼らが宮中の卜部として採用されず、上記の三国のみの卜部から採用されるのかは依然不明のまま残るのではあるまいか。」としている。またその補注に『新撰龜相記』に伊豆・杵岐・対馬の卜部の起源が説かれていることに触れている。

森氏が指摘した「なぜ彼ら(三国以外の卜部)が宮中の卜部として採用されず、上記の三国のみの卜部から採用されるのか」という疑問の直接的な答えではないが、卜部の成立について、平野氏²⁾は「おそらく、対馬・杵岐には大陸の帰化人のもたらす龜卜を業とするものが、五世紀ぐらいからいて、トモノミヤツコ中臣氏の成立とともに、

その支配下に入れられ、やがてその特殊な職掌の故に、その名を負うて卜部となり、中臣氏にひきいられて、祭祀に加わったものであろう。

その時期は、早くとも欽明朝よりは後であろう」とし、井上氏²⁾は宮廷卜部の成立について「おそらく五世紀代頃、成立していた東国の卜部と密接な関係を有する中臣氏が、六世紀頃、次第に中央の政界に進出し祭官としての地位を固める。そしてその職掌から杵岐、対馬の卜部集団と接触しはじめ、大化改新を介して完全にそれらを掌握化し、同族化を推し進めていったと考えているのである。」としている。

井上氏の述べる通り、東国、つまり伊豆の卜部が中臣氏と密接な関係を持ち、中臣氏が宮廷祭儀における地位を確立していくと同時に宮廷卜部が成立したとするならば、当然伊豆周辺の武蔵・上総・下総などの東国に卜部が多く分布していたことも頷ける。しかし、中臣と結びついた伊豆卜部が最初に宮中の神祇祭祀に進出したのだとするならば、伊豆から取られる卜部の数が最も多くなると考えるのが自然であろう。対して平野氏の述べる通り、対馬・杵岐にいた龜卜を業とするものが中臣氏の支配下に入れられたのならば、そしてそれは特に対馬の卜部だったのならば、中央祭祀に供奉する卜部が対馬から多く取られたとしても不思議ではない。『延喜式』神名下には対馬国下県群に太祝詞神社が見える。太祝詞神社が祀る太祝詞神は『新撰龜相記』に引かれる龜誓に「天按持神女住天香池龜津比女命今稱天津詔戸命也(天按持神の女、天香池に住む龜津比女命なり。今、天津詔戸命と稱ふ)」とある。龜津比女命というからには龜または龜の性質を持つのだろう。

そして「吾者能知上国、地下、天神地祇、況復、人情憤悒（吾は能く上国・地下、天神・地祇を知れり。況や復、人情の憤悒（ことをや）」ともあり、この亀の神は広く全てを知っているかのようなのである。亀誓は続いてこの亀の甲を利用して亀卜を行えと述べるため、この太祝詞神社の前身は、卜で使用した亀を祀る神社であったのだと考えられる。それが太祝詞神社として式内社に加えられた。横田健一氏²²⁾によると、太祝詞神社は平城遷都によって大和国に勧請され、平安遷都によって左京二条に祀られた。各国にいた亀卜を生業とするものたちの中でも特に対馬のものたちがいち早く中臣と繋がりその支配下に置かれ、中央祭祀に関与していったのではないだろうか。

次に、伊豆・壹岐・対馬の三国から取られた二十人の卜部の構成を見ていきたい。前述した『延喜式』卷三臨時祭式42宮主卜部条には「凡宮主取卜部堪事者任之。（凡そ宮主は卜部の事に堪えたる者を取りて任ぜよ。）」とある。三国の卜部氏の優秀な者が選ばれる卜部の中、さらにその中から、宮主を選んでいることを鑑みると、卜部の中での宮主の地位の優越性が伺える。

また、宮主は『類聚三代格』寛平三年（八九一）八月三日官符に「中宮職宮主」が見え、『類聚符宣抄』応和三年（九六三）十一月十日官符に内御宮主・中宮宮主・春宮宮主の任命例が存するため、宮主は天皇・中宮・東宮のもとに各一人の計三人いたことが知られている²³⁾。

さらに、『日本三代実録』貞観十四年（八七二）四月二十四日条の伊伎宿祢（卜部）は雄の卒伝に「嘉祥三年爲東宮々主。皇太子即位之後。

轉爲宮主（嘉祥三年東宮々主と爲る。皇太子即位の後、宮主と轉ず）」とあることから、東宮宮主に就いた者が、東宮が即位した後には天皇の宮主へと転属した例があることが分かる。

また、『類聚三代格』宝龜六年（七七五）五月十九日勅には、

勅

卜長上

右。簡定卜部等中。進卜尤長二人。以任長上。永爲恒例。

（右、卜部等の中から簡定し、卜の尤も長き二人を推して、以て長上を任ず。永く恒例と爲せ。）

宝龜六年五月十九日

とあり、宮主と一般の卜部の他に、卜部の中で長となるもの二人が「卜長上」に定められていた。この「長」の解釈は「卜術が優れている者」と「年長である者」の二通りが考えられる。前者だとするならば、宮主と卜長上はどちらが優れているのか、つまりは上位の職になるのだろうか。

『延喜式』臨時祭式88官人季祿条を見ると、

凡官人季祿。馬料。要劇并供奉神事官人装束。宮主。神琴師。龜卜長上季祿。馬料。月粮及卜部御巫等衣服者。以神稅充之。（但宮主月粮以官田給之。）

（凡そ官人の季祿・馬料・要劇並びに神事に供奉する官人の装束、宮主・神琴師・龜卜長上の季祿・馬料・月粮及び卜部・御巫等

の衣服は、神税を以て充てよ。(但し宮主の月糧は官田を以て給え。)

とあり、神琴師・龜卜長上の月糧が神税から充てられていたのに対し、宮主の月糧は官田から充てられていた。

神税については、神祇令20神戸条に、

凡神戸調庸及田租者、並充造神宮、及供神調度、其稅者、一准義倉、皆国司檢校、申送所司。

(凡そ神戸の調庸及び田租は、並に神宮造り、及び神に供せむ調度に充てよ。其れ税は、一つ義倉に准へよ。皆国司檢校して、所司に申し送れ。)

とあり、神戸の調庸租が国司の檢校する管轄下にあり、神宮造宮及び供神料に充てるという用途の制約があったことが分かる。また、『延喜式』臨時祭式の中には先で引いた他にも神祇官人の給与として神税が充てられている例があることから⁽²⁴⁾、神戸の調庸租が神祇官人等の給与にも使われていたことが分かる。さらに、『延喜式』臨時祭式62神戸調庸条には、

凡神戸調庸充祭料并造神社及供神調度。但田租貯為神稅。

(凡そ神戸の調庸は、祭料並びに神社を造り、及び供神の調度に充てよ。但し、田租は貯えて神税となせ。)

とあり、神祇令で規定されている神戸の調庸租のうち、調庸を神宮造営及び供神料に充て、租を貯えて神祇官の給与としていたことが分

かる。

宮主の月糧が充てられた官田については、『類聚三代格』寛平三年(八九一)八月三日太政官符「応以官田給中宮職宮主并戸座等月料事(応に官田を以て中宮職宮主并に戸座等の月料に給ふべき事)」に、

山城国三町七段二百八十五歩

右得神祇官解稱。宮主等觸稱。件月料准三宮例。以官田被充給

者。官依解狀謹請官裁者。右大臣宣。奉 勅。依請。

(右、神祇官の解を得て稱く「宮主等の觸に稱く「件の月料は三宮の例に准へよ。官田を以て充て給はれんと」てへり。

官、解狀に依りて謹んで官裁に請ふ」てへり。右大臣宣して勅を奉る。請ふに依れ。)

とあり、宮主の月料がその宮主の所属する部署、すなわち、この符では中宮の宮主なので、中宮の管理する山城国の官田から月料が充てられていた。

つまり、伊豆・壹岐・対馬の三国から取られた卜部のうち、龜卜長上の給与は各国の神戸の神税が充てられ、宮主の給与は中央管轄の官田から充てられた。このことから、宮主は宮中で執り行われる神祇祭祀において、その出身国の卜部氏というよりは、中央の卜部であるという性格を強く持ったのだろう。そのため、宮主と卜長上の職に優位性をつけるのならば、宮主が宮中の卜部の中では最高官であったと考えられる。

『続日本紀』養老三年(七一九)六月丙子条には、

令神祇官宮主。左右大舍人寮。別勅長上。画工司画師。雅学寮諸師。造宮省。主計寮。主税寮算師。典藥寮乳長上。左右衛士府医師。左右馬寮馬医等。始把笏焉。

（神祇官の宮主、左右大舍人寮の別勅の長上、画工司の画師、雅樂寮の諸師、造宮省・主計寮・主税寮の算師、典藥寮の乳の長上、左右衛士府の医師、左右馬寮の馬医等をして、始めて笏を把らしむ。）

とあり、宮主が把笏を許されている。また十世紀後半と時代は少し下るが、『類聚符宣抄』第一に卜部から卜長上になり宮主になったという例があり、宮主―卜長上―卜部という昇任行程が指摘されている⁽²⁵⁾。

しかし、この昇任行程は必ずしも厳密に規定されていたものではなかった。『続日本紀』慶雲元年（七〇四）二月癸亥条に「神祇官大宮主入長上例。」とあって、宮主が長上となっている。また卜長上が後に宮主と呼んで卜部を指揮する長上官となるなど、しばしば宮主と卜長上が混同または兼務されていたことが伺える。また、技術の優れた者二人を卜長上とし、後にこれを宮主と呼ぶようになったとの指摘もある⁽²⁶⁾。これらの例から、卜部の昇任行程として宮主・卜長上・一般の卜部が一応定められてはいたが、宮主の条件が「卜部堪事者（卜部の事に堪えたる者）」であり、卜長上の条件が「卜尤長二人（卜の尤も長き二人）」であると、両者の区別が曖昧なため、相応しい者が複数いない場合は時に兼任もあつたのではないだろうか。特に卜長上の条件は

勅によって定められていることから、宝龜六年（七七五）までは卜長上昇任の条件の規定がなく、混乱が発生したために勅が下されたと想像できる。つまり、宮主と卜長上は両立することもあつたが、しばしば兼任も行われたと考える。

ところで、先に引いた『延喜式』臨時祭式88官人季祿条では、宮主・卜長上・卜部が別々に季祿などを給わっている。さらに同式89不仕粮条には「凡不仕卜部粮米者。充官中雑用。（凡そ不仕の卜部の粮米は、官中の雑用に充てよ）」とあり、使用しなかった粮米の転用先が式によつて定められている。このことから、卜部が常に定数任じられていたわけではなく、つまり二十人の卜部のうち宮主三人・卜長上二人を除いた一般の卜部十五人が必ずしも常に存在したわけではなかった事が推測できる。

以上の卜部の供奉形態を整理すると以下の通りとなる。

大宝令以前 卜部の定員は不明あるいは定員が存在しなかった
官員令別記 卜部二十六人あるいは三十人
養老令 卜部二十人（宮主は天皇・中宮・東宮に各一人の計三人

卜長上二人

一般の卜部十五人は定数に達しない
場合もあつた。）

五、『新撰龜相記』における祭祀氏族

卜部の職掌の中で『新撰龜相記』に詳しく記されるのは、龜卜と卜部が主導する火鎮祭の起源についてであったが、卜部氏以外の祭祀氏族についてはどのように記されているだろうか。例えば忌部氏の氏文である『古語拾遺』は、自氏（忌部氏）の系譜及び神祇祭祀における役割を述べていると同時に、同じ祭祀氏族である中臣氏・猿女氏を始めとした多くの氏族の系譜についても記す。自氏のことのみならず、他氏の職掌を意識していたことは明らかであり、神祇祭祀の中で、自氏の役割や地位を他氏との比較によって見出し、何えが何えの氏に対して卜部氏の氏文である『新撰龜相記』には、中臣氏や忌部氏など、卜部氏以外の祭祀氏族について、どのように記されているのだろうか。ここに『新撰龜相記』甲巻の目次部分を引き、私に付した目次番号と照らし合わせながら『新撰龜相記』の内容を確認していきたい。

甲巻

- ①伊佐諾伊波両神生淤能己侶嶋本辞一条
- ②同前両神生国土肇夫婦義火鎮祭本辞一条
- ③不燈一火并三神所化本辞一条
- ④伊佐諾命三神配定日月国主科祓素戔命等本辞一条
- ⑤八百万神科素戔命千座置戸祓等本辞一条
- ⑥天神降給国主本辞一条

- ⑦中臣忌部両氏掌卜兆班幣等本辞一条
- ⑧天孫降坐日向千穗岑本辞一条
- ⑨伊耶本和氣天皇 御世皇弟水齒別命殺曾波加理於神事先解除本辞一条

- ⑩大長谷天皇 御世禁制度人居屋上墜魚木奉札代幣本辞一条
- ⑪帶中日子天皇之大后息長帶比賣命襲新罪大（羅本）辞一条
- ⑫略述龜經几龜大意一条
- ⑬同経四時支用五色龜忌日一条
- ⑭述龜誓不（本）辞一条
- ⑮龜本社母鹿木神社灼卜用水本辞一条
- ⑯四国卜部上祖仕奉卜兆本辞一条
- ⑰四国卜部氏本辞一条
- ⑱对馬嶋稱両国本辞一条
- ⑲安（案）古事記用口傳本辞一条
- ⑳始任卜長上一条
- ㉑為卜齋戒一条
- ㉒為卜肩乞詞一条
- ㉓分用龜甲条数
- ㉔伴奉 御卜用甲二枚一条
- ㉕灼卜充火用水方一条
- ㉖地天神人兆五枝主治一条
- ㉗説地天各廿九卦神人各兆八卦兆三卦、体二二条

㊸卜雑事乞卜詞方一章

㊹供奉 御体卜火数増減一条

㊺供奉 御体卜吉凶稱候一条

『新撰亀相記』は目次の①から⑧までが、いわゆる「神代」に当たり、記紀神話に該当する部分になっている。具体的には①天御中主神・高御巢日神が有り、次に伊佐諾と伊佐波の両神が淤能己侶嶋を生む記紀神話の冒頭に当たる部分から、⑧天孫が日向千穗岑に降臨するまでが記されている。この神話に当たる部分の中で、具体的な祭祀氏族名が記されるのは目次⑦の部分のみであることが注目される。そこには、

天照太神、奉降此孫之時授八尺鏡草那芸鏡、以此鏡鏡為我御靈、奉齋同殿。又兒屋命。太玉命。詔兩神。取持天籬不傾本末仕奉皇御孫命。故大嘗御代中臣執掌大兆之卜事奉天神之壽詞。忌部。執掌班幣之事上神璽之鏡鏡（奉齋同殿天子幸郊外夕奉御麻。傳為永例）

（天照太神、此の孫を降し奉るの時に八尺鏡と草那芸鏡とを授けて詔りたまはく、「此の鏡鏡を以ちて我が御靈と為し、同じ殿に齋奉れ。」又兒屋命・太玉命に詔りたまはく、「兩神、天籬（あまつひもろぎ）を取り持ちて、本末傾けず皇御孫命に仕奉れ」とのりたまふ。故、大嘗に御代、中臣、大兆（ふとま）の卜事を執掌りて、天神の壽詞を奉り、忌部、幣を班つ事を執掌りて神璽の鏡鏡を上る。（同じ殿に奉齋る。天子郊外に幸せば、夕に御麻を奉る。傳へて永き例とす。）

とあり、天孫降臨の際に兒屋命・太玉命に下された詔によつて、中臣・忌部の両氏が、皇孫である天皇に仕え、大嘗祭では中臣が大兆の卜事を掌つて、天神の壽詞を奉り、忌部が幣帛を班つ事を掌つて、神璽の鏡鏡を献上するとする。これに対して天孫降臨の際の兒屋命・太玉命の両神に対する天照の詔については、「取持天籬不傾本末仕奉皇御孫命。（天籬を取り持ちて、本末傾けず皇御孫命に仕奉れ）」とあるだけで、中臣が大兆を行い、壽詞を奉ることも、忌部が幣帛を班ち、神璽を献上することも書かれていない。

この神詔に記されている「天籬」とは『日本書紀』神代下第九段一書第二に、

高皇産靈尊因勅曰。吾則起樹天津神籬及天津磐境。当為吾孫奉齋矣。汝天兒屋命。太玉命宜持天津神籬。降於葦原中国。亦為吾孫奉齋焉。乃使二神陪從天忍穗耳尊以降之。

（高皇産靈尊、因りて勅して曰はく、「吾は天津神籬と天津磐境とを起樹て、吾が孫の為に齋ひ奉るべし。汝天兒屋命・太玉命、天津神籬を持ちて葦原中国に降り、亦吾が孫の為に齋ひ奉るべし」とのたまひ、乃ち二神をして天忍穗耳尊に陪從へて降らしめたまふ。）

と記されている。これによるなら「天津神籬」は、天上界から神の降臨する森の垣、または神が降臨され依りつかれる常緑の樹木のこと、で、「天津磐境」は天上界の神霊が降り立つ岩で囲った神域、または神の依代を周囲から区画して神聖化を明示する施設のことである。二つを

合わせて祭壇のようなものだと考えればいいだろう。『新撰亀相記』では兒屋命・太玉命の両神は神の依代である天津神籬（天籬）だけを持って、天孫降臨に付き従えと詔されている。しかし、兒屋命・太玉命が神の依代を持つて降ることしか記されていないため、「故」と大嘗祭での中臣・忌部の役割を示すには不十分になってしまう。先に引いた『日本書紀』の詔には、その直前に、

且天兒屋命主神事之宗源者也。故俾以太占之卜事而奉仕焉。

（且天兒屋命は神事を主る宗源者なり。故、太占の卜事を以て仕へ奉らしむ。）

とあり、天兒屋命が神事を掌り、太占（大兆）を行う理由が明示されている。『新撰亀相記』にもし同様の記載があれば、「故大嘗御代中臣執掌大兆之卜事奉（故、大嘗に御代、中臣、大兆の卜事を執掌り）」ことも問題がなくなるが、そうはなっていない。

ところで、これまで本稿では、当然のようにアメノコヤネが中臣氏の祖であり、アメノフトタマが忌部氏の祖であるように論じてきた。実際に記紀をはじめとした様々な史料²⁷⁾によつて、アメノコヤネ—中臣／アメノフトタマ—忌部の系譜が明記されている。アメノコヤネの祖がタカミムスヒであるか、カミムスヒであるか、それともツハヤムスヒであるかは、『古語拾遺』など書物の間に異同が見られるが、アメノコヤネ—中臣／アメノフトタマ—忌部は動かしようがない。それを踏まえて、『新撰亀相記』でも当然、兒屋命が中臣氏の祖であり、太玉命が忌部氏の祖であると扱ってきた。しかし、『新撰亀相記』には兒

屋命—中臣／太玉命—忌部という系譜が明記されている箇所は一つもない。アメノコヤネ—中臣／アメノフトタマ—忌部という基礎知識とも呼べる事前情報を元に、目次⑦の中で、兒屋命／太玉命と中臣／忌部の順が一致するという事実のみで『新撰亀相記』もまた、兒屋命—中臣／太玉命—忌部の系譜が疑いがないものとして現代まで読まれてきている。このことについてここで異を立てるつもりはない。中臣の祖は兒屋命であり、忌部の祖は太玉命である。

問題なのは、『新撰亀相記』に氏族の系譜が明記されていないということである。中臣氏を例にとると、『古事記』では「天兒屋命者（中臣連等之祖）」と、『日本書紀』一書第二では「中臣遠祖天兒屋命」と、『古語拾遺』では「天兒屋中臣朝臣祖」と記されている。しかし、『新撰亀相記』は、このように割注などで、諸氏族の系譜を全く記していない。目次⑦から、辛うじて中臣氏と忌部氏の系譜が読みとれる程度であるが、それは事前情報があるからで、あくまで「読み取れる」ということに留まる。目次⑦ほど不明瞭な「故」を、何の疑問も抱くことなく読み取れるということは、つまり、事前情報があったのである。『新撰亀相記』編纂時には、すでにアメノコヤネ—中臣／アメノフトタマ—忌部の系譜は特記すべきことではなくなっていたのである。そしてそれは同様に、中臣・忌部以外の諸氏にも当てはまる。

次に『新撰亀相記』に記される諸神及び祭祀起源について確認していきたい。『新撰亀相記』には、卜部が掌る火鎮祭及び先に挙げた中臣・忌部の大嘗祭の他、祭祀の起源説話がいくつか載せられている。

『新撰亀相記』目次④にあたる部分では天鈿女命の神楽を「十一月鎮魂此由也。（十一月の鎮魂は此の由なり）」と十一月鎮魂祭の起源としている。鎮魂祭は『延喜式』四時祭式下鎮魂祭条に、「縫殿寮令媛女参入。（縫殿寮は媛女をして参入らしめよ）」「御巫及媛女等依例舞。（御巫および媛女ら、例によりて舞え）」とあるように、アメノウズメの後裔である媛女氏²³から取られた媛女が舞によって天皇の魂を鎮める祭祀である。この鎮魂祭は媛女以外にも、

伯已下史已上七人。宮主一人。（已上褰摺袍。）亀卜長上二人。弹琴二人。巫部。神部一人各賜青摺袍一領。袴一腰。史生四人。神部十三人。卜部十二人。使部三人各青摺布衫一領。（已上縫殿縫賜。）御巫一人（中宮。東宮。御巫准此。）（以下御巫らの料略）

（伯已下史已上七人、宮主一人（已上は褰摺の袍）。亀卜長上二人・弹琴二人・巫部・神部一人には各青摺の袍一領・袴一腰を賜え。史生四人・神部十三人・卜部十二人・使部三人には各青摺の布の衫一領（已上は縫殿、縫ひて賜え。御巫一人（中宮・東宮の御巫は此れに准えよ。））

とあるように、宮主一人・卜長上二人・一般の卜部十二人の計十五人の卜部が鎮魂祭に関わっていた。そのため、『新撰亀相記』が鎮魂祭の起源に触れたのは、媛女氏の祭祀を記したというよりは、自氏の関わる祭祀の起源を記したことになる。

また『新撰亀相記』の目次⑤にあたる部分の本文には

八百万神共議素戔命、貢千座置戸（祓物惣稱也）亦切髮手足爪、

令贖其罪神掃遂棄（古在祓二種惡祓吉祓而不行惡祓）今大祓祝詞云、天津罪畔放、溝埋、樋放、頻蒔、串刺、生剥、逆剥、尿戸、此者素戔命天上惡行国津罪生膚断（傷人）、死膚断（殺人）、白人（白禿白癩也）、久美（癭腫之類）、犯母、犯子、犯母子（雜犯奸也）、犯畜罪。六畜之類、高鳥之灾（飛鳥恠也）、高津神灾（霹靂神也）、為蠱之罪（壓魅咒詛）、天津蛟名木（人有犯科祓輪楯二枝此也）、千座置一座（祓物）、天津部吾蕪（天上以菅今以麻）師奈戸風（谷風）、朝之三霧、夕之三霧（朝夕之霧發於谷間）、素奈多理（瀧水）、凡祓元、興高天。其国津罪之興下條見之。

（八百万神共に議りて素戔命に千座置戸（祓物の惣稱なり）を負せたまふ。亦、髪と手足の爪を切りて、其の罪を贖はしめ、神掃ひ遂棄ひたまふ（古は祓二種在りき。惡祓と吉祓なり。而るに惡祓は行わず）。今、大祓祝詞に云ふ天津罪には畔放・溝埋・樋放・頻蒔・串刺・生剥・逆剥・尿戸あり。此は素戔命の、天上の悪行なり。国津罪には生膚断（人を傷ふこと）、死膚断（人を殺すこと）、白人（白き禿白き癩なり）、久美（癭・腫の類なり）、母犯す、子犯す、母子犯す（雜の犯奸なり）、畜犯す罪、六の畜の類なり。高鳥の灾（飛ぶ鳥の恠なり）、高津神の灾（霹靂の神なり）、為蠱の罪（壓魅・咒詛なり）、天津蛟名木（人、科を犯すこと有るに、祓へ輪ふ楯二枝此なり）、千座置一座（祓物なり）、天津部吾蕪（天上には菅を以ちてす。今麻を以ちてす）。師奈戸風（谷の風なり）、朝の三霧、夕の三霧（朝夕の霧谷間に

発る、素奈多理（瀧の水なり）あり。凡そ祓の元は、高天に興
れり。其の国津罪の興は下條に見ゆ。）

とあり、大祓の起源を素戔命の高天原から「神掃遂棄」した行為に基
づいて説いている²⁹⁰。

記紀神話でも、素戔命は同様に高天原から追放されているが、そこ
で「解除」を行ったと明記されるのは『日本書紀』神代上第七段一書
第二・第三のみである。これについて『新撰亀相記』が直接的に卜部
について言及する記述を確認することはできないが、卜部が大祓の解
除に関わっていたとすることは先に述べた通りであるため、この部分
も自氏に関わる祭祀の起源を述べたことになる。

おわりに

『新撰亀相記』は、亀トのみに留まらず、大祓や鎮火祭、鎮魂祭な
ど卜部に関わる神祇祭祀の起源を述べ、祭祀氏族である自氏の役割を
内外に表している。さらに、『新撰亀相記』に含まれる卜部氏の神話は、
『古事記』を中心とした神話及び、『延喜式』などに規定された神祇祭
祀に何らかの記述を付け加えることはあっても、大きく異なる点は無
い。氏文としての『新撰亀相記』は祭祀氏族である卜部氏の起源と亀
トの優位性について、それまで伝えられてきた神話をさらに補足する
かのような内容となっているのである。

しかし、伊豆・老岐・対馬の三国の卜部の系譜の異同など、差異が
全く無いとは言えない。特に上記三国の位置が、島国と東国という、
容易には交流のできない立地関係であることを鑑みると、亀トを生業
とする全く別の氏族が、ある段階で同系統の氏族として統合された故
に系譜の混同が発生したと考えられる。これについて、唯一『新撰亀
相記』のみが三国全ての系譜を同じ場所に記し、系譜整理を行ってい
る。このことから、『新撰亀相記』が自氏に伝わる古伝を記す氏文であ
ろうとした姿勢が伺える。

物部氏は、後に聖徳太子と蘇我馬子に仮託した『先代旧事本紀』を
記し、自氏の系譜のみならず多くの氏族について古伝という形で残し
ている。前述した忌部氏によって記された『古語拾遺』も、自氏の系
譜以外が記されている。これに対し、卜部氏以外の諸氏族の系
譜等を意識する必要が殆ど無かったと考えられる『新撰亀相記』は真
の意味で純粋な氏文であると言える。

- (1) 平野邦雄「二氏」の成立とその構成」（『大化前代社会組織の研究』吉川弘文館、一九六九年）。
- (2) 井上辰雄「卜部の研究」（『古代王権と宗教的部民』柏書房、一九八〇年）。
- (3) 森公章「卜部寸考―長屋王家木簡の中の一点から―」（『日本歴史』五三九、一九九三年）。
- (4) 椿実「原古事記の存在：筏勲氏所説に「新撰亀相記」引用本を加ふ」（『日本上古史研究』一（十一）日本上古史研究会、一九五七年）。
- (5) 西宮一民「古事記に依拠した『旧記』の発見―『新撰亀相記』・『年中行事秘抄』の研究から」（『皇学館大学紀要』（十三）、一九七五年）。
- (6) 工藤浩「新撰亀相記の基礎的研究―古事記に依拠した最古の亀卜書―」（日本エディタースクール出版部、二〇〇五年）。
- (7) 東京大学文学部宗教学研究室が所蔵『新撰亀相記』。元和六年（一六二〇）に書写された最古の写本の他、十四本の写本が現存しているが、全て同系統のものである。
- (8) 『延喜式』の引用は虎尾俊哉編『延喜式』上下（訳注日本史料）集英社、二〇〇〇、二〇〇七年）に基づき、私見を交えた。また、各式の条数は便宜上これに依った。
- (9) 『古事記』の引用は、山口佳紀・神野志隆光校注・訳『古事記』（新編日本古典文学全集）小学館、一九九七年）、西郷信綱『古事記注釈』（筑摩書房一九七五―八九）に基づき、私見を交えた。
- (10) 森公章「卜部寸考―長屋王家木簡の中の一点から―」（『日本歴史』五三九、一九九三年）、井上辰雄「卜部の研究」（『古代王権と宗教的部民』柏書房、一九八〇年）など。
- (11) 『新撰亀相記』の引用は、椿実『東大本 新撰亀相記 梵舜自筆』大学書院、一九五七年）、沖守卓也・佐藤信・矢嶋泉『古代氏文集』（山川出版社、二〇一二年）、工藤浩『新撰亀相記の基礎的研究―古事記に依拠した最古の亀卜書―』（日本エディタースクール出版部、二〇〇五年）に基づき、私見を交えた。

- (12) 火鎮祭については、工藤浩「新撰亀相記」所載の鎮火祭起源の伝承について」（『国文学研究』一〇七、一九九二年）に詳しい。
- (13) 森公章「卜部寸考―長屋王家木簡の中の一点から―」（『日本歴史』五三九、一九九三年）。
- (14) 「松尾社家系図」の引用は『続群書類従』七（一九七九年）所収のものを使用した。
- (15) 佐伯有清「新撰姓氏録の研究」考證篇第六（吉川弘文館、一九八三年）。
- (16) 沖守卓也・佐藤信・矢嶋泉『古代氏文集』（山川出版社、二〇一二年）脚注。
- (17) 佐伯有清「新撰姓氏録の研究」考證篇第六（吉川弘文館、一九八三年）。
- (18) 平野邦雄「二氏」の成立とその構成」（『大化前代社会組織の研究』吉川弘文館、一九六九年）。
- (19) 森公章「卜部寸考―長屋王家木簡の中の一点から―」（『日本歴史』五三九、一九九三年）。
- (20) 平野邦雄「二氏」の成立とその構成」（『大化前代社会組織の研究』吉川弘文館、一九六九年）。
- (21) 井上辰雄「卜部の研究」（『古代王権と宗教的部民』柏書房、一九八〇年）。
- (22) 横田健一「中臣氏と卜部」（『三品彰英編』日本書紀研究』五、塙書房、一九七一年）。
- (23) 森公章「卜部寸考―長屋王家木簡の中の一点から―」（『日本歴史』五三九、一九九三年）。
- (24) 『延喜式』臨時祭式90史生等粮条「凡史生二人。官掌一人。神部四人粮米者。以神税物充之。月別各白米一斗五升。（凡そ史生一人・官掌一人・神部四人の粮米は、神税の物を以て充てよ。月別に各白米一斗五升。）」とある。
- (25) 森公章「卜部寸考―長屋王家木簡の中の一点から―」（『日本歴史』五三九、一九九三年）。

- (26) 井上光貞・関晃・土田直鎮・青木和夫校注『律令』（日本思想大系）三 岩波書店 一九九四年）補注職員令1 f。
- (27) 記紀の他、『古語拾遺』『新撰姓氏録』『尊卑文脈』など。
- (28) 拙稿『古語拾遺』における猿女氏の職掌と古代祭祀の場における猿女氏の実態（名古屋市立大学大学院人間文化研究科『人間文化研究』二十二 二〇一四年）。
- (29) 天津罪国津罪に関する先行研究は膨大であるが、『新撰亀相記』には大祓の起源部分に「国津罪之興下条見之」とあり、目次⑨部分に国津罪の起原が記されている。